

保護者様

米子市立後藤ヶ丘中学校
校長 松尾直樹

出席停止について

インフルエンザなどの学校感染症に罹患した場合には、学校保健安全法施行規則に基づいて、別添資料「学校感染症（出席停止期間）」のとおり出席停止を指示します。停止期間中は、他者との接触をさけて、療養につとめてください。

なお、治ってはじめて登校する前には、医師の指示を受けていただき、保護者の方が下記の「登校届」に必要事項を記入し、登校する際にお子様を持たせてください。

登校届

米子市立後藤ヶ丘中学校長 様

1. 生徒氏名 _____ 年 _____ 組 _____ 氏名
2. 出席停止理由（診断名） _____
3. 出席停止期間 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
4. 診断を受けた医療機関名 _____

登校しても差し支えないとの許可をいただきましたので本日より登校いたします。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者名 _____ 印

(自署の場合は押印不要)

(資料) 学校保健安全法施行規則より抜粋

学校感染症(出席停止期間)

第一種	感染症予防法第6条に規定する一類並びに二類感染症 (治癒するまで)	
第二類	インフルエンザ	(発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで) ※ I
	百日咳	(特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで)
	麻疹	(解熱した後3日を経過するまで)
	流行性耳下腺炎	(耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで)
	風しん	(発しんが消失するまで)
	水痘	(すべての発しんが痂皮化するまで)
	咽頭結膜熱	(主要症状が消退した後2日を経過するまで)
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	(病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで)
第三類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 (病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで)	

※ I インフルエンザの「発症した後5日を経過」とは
(ただし、解熱後2日を経過したものとする)

